収 入

## 広島県東広島庁舎食堂運営業務委託契約書(案)

印 紙

広島県を甲とし、(受託者)を乙として、甲と乙は、次のとおり委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、広島県東広島庁舎食堂の運営に関する業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託した。

(実施の方法)

- 第2条 乙は、委託業務を別紙「広島県東広島庁舎食堂運営業務仕様書」によって実施するとともに、広島県 西部総務事務所長に提出した「提案書」の規格等を確実に履行するものとする。
- 2 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 3 乙は、委託業務を誠意と責任をもって実施しなければならない。 (施設等の使用)
- 第3条 甲は、乙に対して委託業務に要する別記1に定める施設(以下「施設」という。)及び別記2に定める物品(以下「物品」という。)を無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、施設及び物品の全部または一部が滅失、亡失又は損壊した場合は、直ちにその状況を甲に報告し、 甲の指示に従わなければならない。
- 3 施設及び物品の維持管理上必要な補修及び更新については甲の負担とする。 (損害賠償)
- 第4条 乙は、施設及び物品の滅失、亡失又は損傷が、乙又は乙の従業員の故意若しくは過失による場合は、 これを現状に復し、又は現状に復するために要する経費を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約の規定に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を 賠償しなければならない。
- 3 乙は自己の責めに帰すべき理由により、委託業務を行うにつき第三者に損害を与えたときはその損害は乙 が負担する。

(経費の負担)

- **第5条** 甲は、委託業務に要する経費として、この契約に定めるもののほか、委託業務に必要な電気、ガス及び水道料を負担するものとする。
- 2 前項において、電気、ガス及び水道の使用に当たっては、極力、節減に努めるものとする。 (飲食料金)
- 第6条 飲食料金は、乙の収入とする。
- 2 前項の飲食料金の額は、令和6年度に東広島庁舎食堂において提供する飲食物の価格を目安に甲乙協議の上、定めるものとする。

(注意義務)

- 第7条 乙は、業務の実施に当たっては、食中毒その他感染症(以下「食中毒等」という。)が発生すること のないよう食品衛生について常に細心の注意を払わなければならない。
- 2 乙は、食中毒等が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、甲にそのことを報告するものとする。

(委託期間など)

- 第8条 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 前項の委託期間の満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、委託期間は更に 1年間更新されるものとし、その後もまた同様とし、その終期は令和12年3月31日とする。 (再委託等の禁止)
- **第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、 法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、委託業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第11条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約解除後も同様とする。 (個人情報の保護)
- 第12条 乙は、業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(実績報告など)

- 第13条 乙は、委託業務の毎月の運営状況を、別に定める実績報告書によって翌月の15日までに甲に報告する ものとする。
- 2 甲は、必要があるときはいつでも、委託業務の実施状況等について実施に調査し、又は報告を求めること ができる。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙が、この契約上の義務を履行しないとき。
  - (2) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
  - (3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
  - (4) この契約の締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失があってもこれを一切補償しないものとする。
- 3 乙は、前1項の規定により契約が解除された場合、解除の日までに実施した業務の報告書を甲に提出しなければならない。

(独占禁止法違反の場合の解除)

- **第15条** 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。) を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。 (暴力団等の排除)
- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
  - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められ

る法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。 (暴力団等からの不当介入の排除)
- 第17条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(現状の回復)

第18条 乙は、委託期間が満了したとき若しくは第14条、第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する期日までにその所有する物件を撤去し、施設及び物品を甲に返還しなければならない。この場合、甲の指定する施設及び物品については、甲の指示に基づき、原状回復その他必要な処置を行うものとする。

(疑義の解決)

**第19条** この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、 甲及び乙が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、甲の決定するところによる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

広島県 契約担当職員 広島県西部総務事務所長 久保 康行

甲

## 別記1 施 設 東広島市西条昭和町13番10号

広島県東広島庁舎食堂(付帯施設を含む。)

## 別記2 物品

品名	数量	
テーブル (2人掛け)	2 5	
テーブル (4人掛け)	5	
イス	5 4	
自動給茶機	1	
ガス給湯器 パロマPH-24	1	
ガスレンジ オーブン付	1	
ガスフライヤー	1	
ガス炊飯器	1	
二槽シンク	2	
ダスト付シンク	1	
調理台	2	
冷凍冷蔵庫	1	
吊棚	1	
テレビ	1	
テレビ台	1	
カウンターテーブル	1	
スチームコンベクション	1	
食器乾燥機	1	
麺ゆで器(4口)	1	
麺ゆで器(3口)	1	
寸胴鍋(1口コンロ)	1	
冷蔵庫 小型ショーケース	1	

品 名	数	量
定食皿A(平皿)	28	
定食皿B(丸皿)	2 3	
うどん・そば丼	28	
ラーメン丼	1 5	
カレー皿	1 4	
ミニカレー皿	2 7	
茶碗(小)	6	
茶碗(中)	1 6	
茶碗 (大)	4 4	
汁椀 (小)	6 0	
丼 (日替り丼用)	1 4	
丼(日替り丼用)小	7	
漬物皿	1 1	
小鉢A	3 8	
小鉢B	6	
小鉢C(茶色)	6	
小鉢D(深型)	4 0	
小鉢 (陶器)	1 3	
小鉢(角型)	1 7	
湯呑	1 1 2	
トレー (桃色)	100	
小皿	2 5	
スプーン	5 9	

## 個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な 目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (取得の制限)
- 第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職 後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目 的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報 の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された 個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。)する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を 負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを 確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求め られたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を 処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に 係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は 発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指 示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合 には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。